

(様式第1号、第4条関係)

(表)

### 山口県パートナーシップ宣誓書

山口県知事 様

私たち、\_\_\_\_\_と\_\_\_\_\_は、山口県パートナーシップ宣誓制度に基づき、お互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを宣誓します。

宣誓日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

(宣誓者)

(宣誓者)

ふりがな		
氏名又は通称名		
住 所		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日

(代筆者)

(代筆者)

ふりがな		
氏 名		
住 所		

※ 宣誓書の欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能ですが、代筆者の氏名等を御記入ください。

受付

※ 以下は、県記入欄です。

氏名 ( )	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ( )	備考
氏名 ( )	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他 ( )	備考

(裏)

私たちは「山口県パートナーシップ宣誓制度実施要綱」に基づく「パートナーシップの宣誓」をするにあたり、次表の確認事項欄記載の内容が事実と相違ないことを確認し、同要綱の規定を遵守することに同意します。

記入日 年 月 日

ふりがな  
氏名 \_\_\_\_\_

ふりがな  
氏名 \_\_\_\_\_

ふりがな  
通称名 \_\_\_\_\_

ふりがな  
通称名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

要綱の規定	確 認 事 項 ※必ずお二人で確認してください。	
	項 目	回 答 (該当するものの□に「レ」を付けてください。)
(関係性) 第2条第1号	互いを人生のパートナーとし、日常生活において、相互に協力しあうことを約束した関係であって、その一方又は双方が、性的指向（自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向）が異性に限らない者又は性自認（自己の性別についての認識）が出生時に判定された性と一致しない者であること。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。
(年齢要件) 第3条第1号	宣誓する当日において、双方が成年に達していること。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。
(居住要件) 第3条第2号	①双方又はいずれか一方が県内に住所を有していること。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 <input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
	②①に該当しないが、双方又はいずれか一方が4月以内に県内への転入を予定していること。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 転入予定者： (転入予定日 年 月 日)
(独身要件) 第3条第3号	双方に配偶者（事実婚を含む）がなく、宣誓に係るパートナー以外の者とパートナーシップ（他の地方公共団体のパートナーシップ制度等を含む）を形成していないこと。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。
(近親者等でない) 第3条第4号	宣誓に係るパートナーと直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族でないこと。ただし、宣誓に係るパートナーとパートナーシップに基づき養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。
(変更・返還の届出) 第9条 第10条	次の場合は、変更届又は返還届（受領証等を添付）を提出しなければならない。 ・氏名又は通称名、住所、電話番号の変更（変更届） ・パートナーシップが解消されたとき（返還届） ・双方が県内に住所を有しなくなったとき（返還届） ・宣誓者の一方が亡くなったとき（返還届） ・宣誓が無効になったとき（返還届） ・その他宣誓の要件に該当しなくなったとき（返還届）	<input type="checkbox"/> 左記を確認しました。
(個人情報の取り扱い) 第15条	現況確認のため、住民票、戸籍に記載されている事項について、本制度の所管部署が確認すること、及び、受領証の提示先から、山口県が当該受領証を交付していることの確認を求められた際に、本制度の所管部署がこれに回答すること。	<input type="checkbox"/> 左記に同意します。